

- トピックス
- I. ミャンマー: 民事紛争対応の実務上の基礎的留意点
 - II. インドネシア: 法改正による汚職撲滅委員会の弱体化
 - III. シンガポールの上場企業買収の留意点について
 - IV. マレーシア新贈収賄規制 ~企業責任の導入と「適正手続」を踏まえて 前編~
 - V. マレーシア: 会社法改正

2019年
11月20日号

I. ミャンマー: 民事紛争対応の実務上の基礎的留意点

執筆者: 今泉 勇、Kyi Chan Nyein

ミャンマーにおいては、日系企業の数はミャンマー日本商工会登録企業ベースで 400 社を越え、堅調に日系企業の進出が続いていますが、ミャンマーでの日系企業の事業展開の拡大に合わせ、現地での法的紛争に関する相談事案もまた増加傾向にあります。本稿では、ミャンマーでの民事紛争対応における実務的な留意点のうち、特に基礎的な内容を概説します¹。

1. 適用されるミャンマー法制の概要

ミャンマーの民事紛争において頻繁に問題になる基礎的な法令としては、1894 年契約法、1882 年資産譲渡法、1930 年動産売買法、1904 年民事訴訟法、1887 年特定救済法、1872 年証拠法、1909 年消滅時効法などが存在します。これらは、多くが旧宗主国である英国法の体系をベースとしており、隣国であるインド等の国とも共通又は類似する法制となっています。その後ミャンマー独自の法改正がされた法令も存在しますが、基本的な法的枠組みは、100 年以上変わっていない状況です。

また上記経緯により、ミャンマーもいわゆる判例法(コモンロー)の国と一般的には理解されています²。もともと、実際には判例法自体が必ずしも体系的に整理されておらず調査が容易ではなかったり、また制定法の解釈論も同じく重要性をもっているため、日本と同じく、大陸法(シビルロー)的な側面も有していると実務上は理解されています。

2. 企業関係紛争における基礎的な法的留意点

ミャンマーにおいては、一般論として、特に企業が関係する法的論点について不透明な部分が多く存在しています。

したがって、(ありきたりではありますが)請求の基礎となる契約書において、相手方の義務の内容を明記するとともに、違反した

¹ ミャンマーの紛争解決制度に関するより詳しい説明については、2015 年 6 月 15 日付け「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」と題する報告書をご参照ください。
<http://www.moj.go.jp/content/001179166.pdf>

² 判決・判例は、元々英語で書かれていましたが、1950-60 年代頃から徐々にミャンマー語に移行しており、現在はミャンマー語の判決だけが公表されています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

場合の効果を明確に規定しておくことが紛争予防の第一歩となります。

また、(個人とは異なる法的存在である)法人の位置づけ・法的責任についてのミャンマーの方の一般的な理解はまだまだ発展途上ではないかと理解されます。その為、様々な局面で個人と法人の権利・義務の帰属の区別がミャンマーの方に正しく理解されないことが少なくありません(例えば、オーナー企業を被告として請求を検討する場合、実務上、企業活動に関して会社とオーナーの共同の詐欺であると構成して、会社だけでなく株主も相手方と構成するような場合もあり得ます)。加えて、法人のガバナンスに関して、2018年8月に施行された新会社法において取締役の善管注意義務や株主代表訴訟等の条文も新規に定められ、これに合わせて各種の制定法の定めもなされましたが、新会社法施行後間もないことから、具体的にどういった事案で問題となるかは、今後の実務を見守る必要があります。

3. 各紛争解決手段の留意事項

ミャンマーにおける紛争解決方法としては、大きく分けて、裁判、仲裁及び調停が存在します。

まず裁判については、民事訴訟法に基づく大きな枠組みとしては、日本の裁判に類似します。もっとも、実務上、裁判官の能力や訴訟指揮は外資企業の期待値には届いていないと感じられる局面もあります。加えて、実務上、1ヶ月に1回程度の期日が入るとしても空転することも少なくない等、時間のかかる手続であり、特に債権回収事案では、手続を遅らせるため債務者側から手続的な瑕疵を理由とする上訴が多くなされる状況です。また、当方の利益を代理するはずの紛争弁護士についても、外資企業の意味決定に必要な情報提供や戦略説明の必要性について十分な理解を欠いていると感じざるを得ない面がある等、共同して案件に取り組むのは実務的には容易ではありません。

次に仲裁については、2016年仲裁法が基礎的な法律となります。まず国内仲裁に関しては、同法に基づいて、現在ミャンマー商工会(UFMCCI)が常設仲裁機関の設立準備を進めていますが、ミャンマー人の仲裁人のトレーニングを含め、始まったばかりという段階のようであり、その実務上の使い勝手は未知数と言わざるを得ません。他方、国際仲裁については、ミャンマーがニューヨーク条約の加盟国であり、且つ2016年仲裁法においては外国仲裁判断の執行要件・手続も定められていることから、制度上は、ミャンマーの裁判所の判決と同様、外国仲裁判断はミャンマー国内において執行可能になっています。もっとも、国際仲裁判断の強制執行の実例は知られておらず、その実務もこれから確立されていくと理解されます。

最後に、調停については、UFMCCI 内部に調停機関が存在し、紛争当事者のいずれかが UFMCCI 会員企業であれば利用できる運用とされています。当職らが UFMCCI 調停担当者からヒアリングしたところでは、各業界ごとに著名なミャンマー企業の年配の経営者等が調停に関与するとのことでした。一般論として、年功者への尊敬の意識の高いミャンマーにおいては、紛争の内容次第では、実務的にも活用の余地のある紛争解決方法ではないかと考えられます。

4. 証拠

インドなどの隣国と同様、1930年印紙税法により、適切な印紙税の納付が行われていない契約書については、原則として証拠能力が認められません。その為、契約調印と同時に又はそれに先だって、管轄税務署において印紙の納付が必要になります。

また裁判においては、実務上、英語の証拠についても許容されることがありますが、その場合であっても、やはりミャンマー語の文書の方が裁判所の理解度も高くなります。契約相手との誤解を避ける意味でも、契約締結段階から、英語だけでなくミャンマー語版の契約書を作成することも考えられます。

5. 判決の執行

執行については、制度上は、民事訴訟法及びその下位規範に基づいて行われますが、実務上の手続の予見可能性・透明性は、外資企業から見ると高いとは言いきれない状況です。その為か、現地の金融機関が取る担保も、基本的には建物付きの土地やコンドミニウムのユニット等が原則のようです。それ以外の担保(預金や債権、動産等)の担保の設定や執行については、少しずつ増えつつはあるものの、実務上は日本のように一般的にはまだなっていない状況と認識されています。

6. 終わりに

以上、ミャンマーにおける法的紛争対応の基礎的留意点を概説しましたが、ミャンマーにおいて事業の拡大を図る以上、法的紛争への対処は避けられません。日本及びミャンマーの実務家から適切なサポートを得て、粘り強く対応していく必要があります。

なお、実際に激しい紛争になる案件を見る限り、紛争の背景・発端は、そのほとんどすべてに、①ミャンマー人の思考過程や慣習についての日本側の理解不足及び②言語間のミスコミュニケーションがあるように感じられます。ミャンマーでの事業遂行に当たっては、このあたりへの丁寧な配慮が欠かせないと考えられます。

以上



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 ヤンゴン事務所副代表

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、インド・ミャンマー・ベトナム等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan & Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。



チー チャン ニェイン
Kyi Chan Nyein

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー

kyi_chan_nyein@jurists.co.jp

2008年ミャンマー上級弁護士資格取得(2013年再登録)、2012年早稲田大学法学部卒業。2014年早稲田大学大学院修了。7年間にわたる日本滞在経験に基づき、日本語が非常に堪能であるほか、各省大臣・副大臣・パーマネントセクレタリー、MIC 事務局長その他ミャンマー政府当局高官との折衝等の経験を豊富に有する。

Ⅱ. インドネシア: 法改正による汚職撲滅委員会の弱体化

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清

インドネシア共和国における汚職撲滅委員会(インドネシア語の頭文字から、KPK と通称されます。以下「KPK」といいます。)は、KPK に関する 2002 年法律第 30 号(以下「旧法」といいます。)によって設置され、汚職事件に関して警察や検察と独立して捜査・起訴を行う権限を有しています。これまでに多くの国会議員や官僚等を逮捕してきた実績があり、一般市民からも高い評価を受けている独立の国家機関です。

KPK に関する法律の第二次修正案が、2019 年 9 月 17 日にインドネシアの国会を通過し、同年 10 月 17 日付けで 2019 年法律第 19 号(以下「改正法」といいます。)として公布され、即日施行されました。改正法が国会の優先審議法案とされていなかったにもかかわらず突然改正法の審議が開始されたという不可解な経緯や、改正案の大部分が KPK の権限を弱体化し組織としての柔軟性を弱めるものと考えられることから、多くの一般市民からの批判に晒されています。また、改正法の国会における審議には、本年再選されたジョコ・ウィドド大統領も同意しており、同大統領が汚職撲滅に積極的に取り組む意図があるか疑問が持たれます。

改正法が国会を通過した後、インドネシア国内では学生団体を中心に激しいデモが繰り広げられました。こうした世論を受け、ジョコ大統領も改正法への署名に慎重な立場を取っておりましたが、国会を通過し大統領の同意も得ている法案は、大統領の署名がなくとも 30 日以内に発効する(2011 年法律第 12 号第 73 条第 2 項)とのルールにより、2019 年 10 月 17 日付けで正式な法令として公布されました。

本稿執筆現在、未だに改正法の取り消しを求める市民の声が大きく、報道によれば、学生を中心としたグループが憲法裁判所に対して、改正法がインドネシア共和国憲法に反するとの主張を提出しています。また、大統領の権限で法律代行政令を発動して改正法を取り消すべきとの世論も高まっていますが、ジョコ大統領は、憲法裁判所の審査がなされている間に法律代行政令を発動する予定はないとの見解を示しています。

改正法における主な変更点は以下になります。

改正事項	改正前	改正後
位置づけ	KPK は、独立した国家機関であり、その任務と権限を遂行する上で、いかなる影響も受けない。 (旧法第 3 条)	KPK は、行政権の一部である国家機関であり、その任務と権限を遂行する上で、いかなる影響も受けず、独立している。 行政権の一部であることが明記されたことで、KPK の独立性に疑義が生じ得る。
監査評議会	特段の規定なし	KPK の権限行使を監督するための監査評議会が新設された。監査評議会は 5 名で構成され、大統領によって任命される。 監査評議会は、KPK による通信傍受、捜索や差押えを許可する権限を有する。 大統領直轄の監査評議会が KPK の活動を監督することとなり、KPK の独立性に疑義が生じ得る。また、監査評議会の委員次第では、KPK の捜査が妨害されるおそれがある。
職員	専門性を有するインドネシア国民が KPK 職員として任命される。 (旧法第 24 条第 2 項)	左記の規定に変更無し。 ただし、改正法において、KPK の職員は公務員であることが明記されており、KPK の職員の独立性に疑義が生じ得る。

捜査・訴追の対象となる事案	①司法関係者や官僚が関与する事案 ②一般大衆の耳目を集める事案 ③10億ルピア以上の国家への損失を伴う事案 (旧法第11条)	左記の①及び③には変更がないが、②が削除され、KPKの捜査・訴追対象が縮小された。
捜査官	捜査官はKPKの職員から登用される。 (旧法第43条)	捜査官はKPK職員その他、警察、検察その他の国家機関の職員から登用される。 この改正により、KPKの捜査について警察・検察その他の国家機関が介入することが懸念される。
通信傍受	捜査及び訴追の段階で、通信傍受をすることが可能。 (旧法第12条)	通信傍受を行う詳細な手続が規定された。通信傍受を行う際には、KPKは監査評議会の事前承認を得た上で、6ヶ月以内の期間に限り(6ヶ月間の延長は可能)通信傍受を行うことができるとされた。 従前は特段の制限がなく通信傍受が可能であり、実際に通信傍受に基づき賄賂授受の現場で現行犯逮捕するなど有効に活用されていた。今後は一定の手続きを経る必要があるため、柔軟な通信傍受が出来なくなる可能性がある。
捜査終了	KPKは汚職事件の捜査を終了させる権限を有していない。 (旧法第40条)	汚職事件の捜査は2年間で終了させることが想定されている。

以上



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタのAli Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士

ki.sugimoto@jurists.co.jp

2006年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて1年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014年弁護士登録、当事務所入所。

Ⅲ. シンガポールの上場企業買収の留意点について

執筆者: 山中 政人

シンガポール国内での M&A は、2019 年の上半期においても昨年の同期間と比べて 154% 増加している (<https://www.straitstimes.com/business/companies-markets/first-half-ma-deals-in-spore-up-154>)。その多くは、非公開会社 (private company) の買収であったが、2019 年前半に、株式会社ノジマによる家電・家具の小売店である Courts Asia Limited (メイン・ボード)、株式会社協和エクシオによる次世代情報通信テクノロジー企業である DeClout Limited (カタリスト) に対する任意公開買付け (Voluntary General Offer) が行われ、いずれも完全子会社化・非上場化を成功させている。日本企業の海外投資への需要と、米中摩擦等の影響によるシンガポールの株式市場の若干の低迷を考えると、今後も日本企業のシンガポール証券取引所上場企業の買収は増えていくのではないかとも思われる。上記の昨今の買収案件に携わった経験等も踏まえ、公開買付けを中心に、上場企業の買収について数回に分けて説明していきたいと思う。

第 1 回 上場企業買収の法制度の枠組

シンガポールの企業を買収する際には、その設立準拠法たるシンガポールの会社法 (the Companies Act, Chapter 50 of Singapore) が関係すると共に、その会社が上場会社である場合には、証券先物法 (the Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore) や、そのマーケットシェアによっては競争法 (the Competition Act, Chapter 50B of Singapore) も関係することになる。更には、シンガポール証券取引所に上場しているということから、シンガポール証券取引所 (SGX) の上場規則 (the SGX Listing Manual。市場によって内容が多少異なる) にも関係し、また、上場会社や一定の要件を満たす公開会社を買収する際には、Securities Industry Council (SIC) が発行する Take-over Code (the Singapore Code on Take-overs and Mergers) の規定も関係することになる。

特に、公開買付けについては、その規制内容は、Take-over Code によるところが多い。法制度の大きな枠組としては、日本の規制に似ており、上場企業を買収する方法としても、日本と同様に公開買付けや合併といった手段をとることができるが、日本とは異なり、株式移転・交換、会社分割・会社移転といったものは制度上、特に準備されているものではない。代わりに、本来は債務整理などで使われてきたスキーム・オブ・アレンジメント (以下「SOA」という。会社法上の手続に従って、金銭又はその他の財産を対価として、裁判所の認可や譲渡人となる対象会社の株主の承認 (頭数の過半数かつ 75% 以上の株式の価値のある株主の承認) を得ることで、対象会社の株式のすべてを取得することができる。) といった方法を用いることで、上記に近い方法を用いることも可能ではある。株式会社りそな銀行が、当時上場会社ではないが、いわゆるパブリック・カンパニー (public company) として 50 名を超える株主を有していた AFC Merchant Bank (ASEAN Finance Corporation Limited) を買収したときに、この SOA を用いている。合併自体は、比較的新しい制度であることもあり、企業買収に用いられることは多くなく、上場企業の買収には、公開買付けか SOA が用いられることが多い。

公開買付けが必ずしも最終的にすべての株式の買収に行き着くとは限らないのと対比的に、SOA は上記の裁判所の認可と株主の承認を経れば、必ずすべての株式の買収が可能となる点が特徴である。もっとも、買収者とその関係者等、合意若しくは相互の了解により、対象会社の株式の取得を通じて当該会社の実効的支配権を取得若しくは共有する個人又は会社は、買収者と協調して行為する者 (person acting in concert) として、対象会社の株主総会での議決権の行使が認められないため、いずれの方法をとるべきかは、どこまで株主の賛成票を集められるかというところも関連してくることになる。少数株主を保護する方法として、日本とは違う考えによるところも特徴の一つである。

以上



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手掛け、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。2011-2012年、香港の Norton Rose 法律事務所に出向。2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて執務を開始し、現在、共同代表として日本企業のアジアでの M&A 等をサポート。

IV. マレーシア新贈収賄規制 ～企業責任の導入と「適正手続」を踏まえて 前編～

執筆者: 眞榮城 大介、吉本 智郎

マレーシアにおける贈収賄規制については、近年、企業の関係者が贈賄行為を行った場合に当該企業を処罰する企業責任を導入する改正が可決され、企業責任を免れるための適正手続に関するガイドラインが発表されるなど、重要な変更が続いています。後述の通り、企業責任制度の導入日としては2020年6月1日が予定されているところ、マレーシアにおいて事業を営む企業は、同施行日に向けて一定の社内体制を整備する必要があり、新ルールに基づく影響は軽視できません。

本稿では、マレーシアにおける現行贈収賄規制の基礎、新企業責任制度の内容について概説し、次号において適正手続に関するガイドラインを紹介致します。

I. 現行贈収賄規制の基礎

1. 適用される法律

マレーシアでの贈収賄規制の中心となる法律は、2009年マレーシア汚職行為防止委員会法(Malaysian Anti-Corruption Commission Act 2009。以下「汚職行為防止法」といいます。)です。なお、刑法、関税法、マネーロンダリング防止法、会社法、金融サービス法にも贈収賄規制の一部が定められています。以下では、主として、汚職行為防止法について解説します。

2. 管轄当局

汚職行為防止法の管轄当局はマレーシア汚職行為防止委員会(Malaysian Anti-Corruption Commission)です。汚職行為防止委員会の職員には警察官と同等の権限が付与されており、家宅捜索や、逮捕等の調査権限を行使することができます。

3. 禁止行為

汚職行為防止法の下では、大要、以下の行為が規制の対象となります。

(1) 公務員との関係での贈物の不正な供与又は收受

マレーシアの公務員に対する贈収賄のみならず、海外の公務員に対する贈収賄についても、規制の対象になり得ます。ここでの「贈物(gratification)」は、非常に広汎な概念であり、金銭はもとより、有形、無形のあらゆる便益が含まれます。また、特に金額基準は設けられておらず、事務手続の円滑な処理のために少額の支払いを行うことを適用除外とするいわゆるファシリティー・ペイメントのような概念も定められていないため、少額でも「贈物」に該当し得る点には留意が必要です。

単独で行う場合のみならず、他者を間に介在させるなどして贈物を供与、收受した場合であっても、規制の対象となります。また、実際に收受したことは必要なく、贈物の收受を合意、約束、要求する行為についても贈収賄が成立します。

汚職行為防止法上、「不正な(corruptly)」という文言の定義は特にありませんが、贈物の收受が立証される場合には不正であるとの推定が働きます。また、公務員が、贈収賄行為において意図された権限を実際に有していたかは、禁止行為の該当性に影響を与えません。

(2) 民間人との関係での贈物の不正な供与又は收受

民間人と民間人との間の贈収賄も規制の対象になっていますので留意が必要です。その他の点については、上記公務員の場

合と同様です。

(3) 公共入札の受注を意図して、他の入札者に入札の取下げをさせる行為

ある者が、公共入札の受注を獲得することを意図して、他の入札者に入札の取下げを行わせるために、贈物を供与することは、規制の対象になることが明記されています。入札の取下げの見返りとして、贈物を收受することもまた規制の対象とされています。

(4) 雇用主を欺罔する行為

ある者が、本人/所属団体(principal)を欺罔する意図をもって、虚偽の記載がなされたレシート、帳簿その他の文書を、当該本人/所属団体の代理人/職員(agent)に対して交付する行為が、規制の対象となります。また、代理人/職員が本人/所属団体を欺罔する意図を有していた場合には、当該代理人/職員についても規制の対象となります。

若干上記(1)~(3)にて紹介した行為とは毛色が異なりますが、贈収賄行為に関連して行われ得る典型的な不正行為についても取り締まることを目的としたものと考えられます。

4. 罰 則

前記の各禁止行為に対しては、(a)20年以下の禁錮及び/又は(b)贈物の価値が算定可能な場合には贈物の価値の5倍以上の金額又は10,000マレーシアリングットのいずれか高い方の罰金が科されるものとされています。

II. 新企業責任制度

1. 改正案の概要及び施行時期

2018年4月、マレーシアの国会において、汚職行為防止法の改正法案(Malaysian Anti-Corruption Commission (Amendment) Act 2018。以下「改正法」といいます。)が可決され、2018年5月、官報において改正法の内容が公表されました。これまで法人が関与した贈収賄行為について、汚職行為防止法において法人が直接責任を負うかどうかは明確ではなく、これまで摘発は個人を対象として行われてきましたが、今回の改正法は、法人及びその取締役、従業員等について責任が生じることが定められています。

すなわち、前記 I.3.にて紹介した類型に加えて、新たな禁止行為として、「営利団体の関係者」が、営利団体のために、ビジネスの獲得又は事業の優位性を得ることを意図して、不正に贈物を第三者に供与した場合には、当該「営利団体」が罰則の対象となるものと規定されています。当該改正法は、2020年6月1日から施行されます。

ここで、「営利団体(commercial organization)」とは、マレーシアで設立された会社に加えて、マレーシアで事業を営む外国会社、マレーシア法上のパートナーシップ、有限責任事業組合(LLP)及びマレーシアで事業を営む外国法に基づくパートナーシップが含まれます。

また、「営利団体の関係者(a person associated with the commercial organization)」とは、次の者をいいます。

- 取締役
- パートナー
- 従業員
- 営利団体のため、又は代理して業務を実施(perform service)する者

2. 取締役等の責任

改正法における重要なポイントとして、営利団体に上記贈賄の違反が認められた場合、原則として、以下の者(以下総称して「取締役等」といいます。)についても贈賄行為を行ったとみなされ、罰則の対象になります。

- (i) 営利団体の取締役、管理者(controller)、職員(officer。従業員が含まれます。)、パートナー
- (ii) 当該行為のマネジメントに関与していた者

そして、かかる贈賄行為のみなし規定の適用を免れるためには、取締役等は、以下の事実を証明しなければなりません。

- (i) 当該営利団体の関係者が、自らの同意又は黙認なしに行為を行ったこと、かつ
- (ii) 自らの権限及びその状況における役割の性質に照らして、不正行為を防止するために行われるべき、デューディリジェンスを実施していたこと

3. 罰 則

改正法による営利団体及び取締役等の責任について、罰則として、(a)20 年以下の禁錮及び/又は(b)(贈物の価値が算定可能な場合には)贈物の価値の 10 倍以上の金額又は 1,000,000 マレーシアリングギットのいずれか高い方の罰金が科されるものとされています。

4. 適正手続の実施による防御

また、注目すべき点として、営利団体が摘発を受けた場合、営利団体は、営利団体の関係者が不正行為を行うことを防止するための「適正手続(adequate procedures)」を整備していたことを証明することで、贈賄行為に関して防御できる旨が定められており、当該立証に成功した場合には罰則を受けることを免れると解されます。

この適正手続が何を指すのかについては、政府がガイドラインを発行することとされていたところ、2018 年 12 月 10 日、首相府(Prime Minister's Department)により、適正手続に関するガイドライン(Guidelines on Adequate Procedures)が発表されており、次号では、その内容を解説します。



まえしろ だいすけ
眞 榮 城 大 介

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
d.maeshiro@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。アメリカの法律事務所での研修を経てシンガポールオフィス勤務。マレーシアやシンガポールをはじめとする東南アジアにおける M&A 案件、一般企業法務案件に広く携わる。



よしもと ともろう
吉 本 智 郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
t.yoshimoto@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2014 年 4 月よりシンガポール事務所に赴任。2019 年シンガポール法資格(FPC)登録。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国の M&A、紛争、労務案件に多く携わる。

V. マレーシア:会社法改正

執筆者:佐藤 正孝

2019年7月31日に、マレーシア会社法改正案(「2019年改正会社法」)が成立しました。もともと、2019年改正会社法の施行日はまだ公表されていません。マレーシアでは2016年に会社法の大改正(「2016年改正会社法」)があり、2019年改正会社法は、その後初めての改正になります。Companies Commission of Malaysia(「CCM」)は、2019年改正会社法について、2016年の会社法改正の実務的な影響についてのフィードバックに基づき、より組織化かつ効率化されたガバナンスに向けての会社手続の改正を行った、と説明していますが、今回の2019年の会社法改正の項目は15項目にとどまり、抜本的な見直しが行われるには至っていません。今回は、2019年改正会社法のうち、重要な改正内容について解説します。

1. 会社による契約書その他の書類の締結

2016年改正会社法第66条では、会社による書類の締結方法として、①定款の規定に従いコモンシール(社印)を押印する、②2人以上の署名権限者による署名(但し、1人は取締役でなければならない)、又は③取締役が1人の場合には、当該取締役と証人が1人署名することが要求される、という文言になっていました。すなわち、会社があらゆる契約又は書類を締結又は作成する場合、上記①ないし③のいずれかの方法によらなければならない、取締役1人が署名するだけでは契約の締結又は書類の作成ができないことになっていました。そのため、2019年改正会社法では、上記①ないし③の方法による契約又は書類の締結又は作成が要求されるのは、法令、取締役会決議、契約又は定款で要求される場合に限られるという限定が付されました。従いまして、法令、取締役会決議、契約又は定款で要求されていなければ、1人の取締役が署名することにより、契約を締結し、又は書類を作成することができる旨が明確化されました。

2. 償還株式

2016年改正会社法第72条では、条項間に矛盾があり、償還株式を償還する場合に、配当可能利益がなければ償還することはできず、配当可能利益がない場合に、資本の一部の払戻しの方法による償還ができないのか否か、条文上は明確ではありませんでした。すなわち、一部の条項では、資本の一部払戻しの方法で償還ができるように読めるようになっている一方で、他の条項では、配当可能利益がなければ償還株式の償還ができないように読める条文も規定されていました。マレーシアでは、投資用の会社を設立する場合、償還株式が使われる事例も多く、償還株式の償還に関する条文の整合性は実務上関心が高い論点になっていました。そこで、2019年改正会社法では、資本の一部の払戻しの方法による償還の場合には、配当可能利益の存在は要求されず、全取締役が、償還実施後12ヶ月以内に期限が到来する債務の支払が可能である旨を記載した solvency statement に署名し、当局に登録すれば償還ができることが明確化されました。

3. 株式併合・分割

2016年改正会社法では、株式の併合・分割等について、株主総会の特別決議(株主総会に出席した議決権総数の75%以上)が必要とされていましたが、2019年改正会社法では、普通決議により、株式の併合・分割等ができるようになりました。

以上

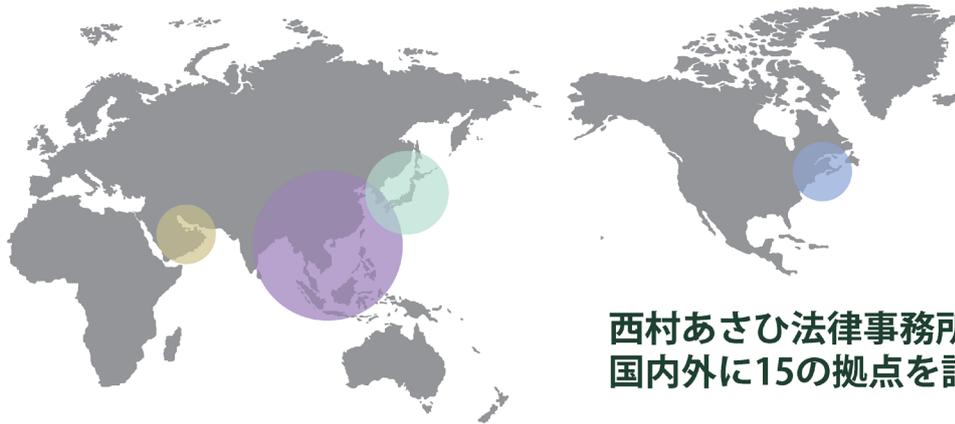


さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。